

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画改定年度	平成23年度 平成26年度 平成29年度 令和2年度 令和5年度
計画主体	新発田市

新発田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 新発田市農林水産課
所在地 新発田市住田510
電話番号 0254-33-3108(直通)
FAX番号 0254-33-3930
メールアドレス norinsui@city.shibata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・カラス・ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	新潟県新発田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンザル	豆類	5	18
	水稲	37	96
	野菜	143	791
	いも類	39	65
	その他	5	57
	小計	229	1,027
ツキノワグマ	豆類	10	41
	果樹	0.19	5
	野菜	119	574
	いも類	72	127
	その他	0.25	6
	小計	201	753
イノシシ	水稲	257	1,196
	果樹	0	0
	野菜	22	89
	いも類	31	87
	小計	310	1,372
カラス	水稲	208	1,164
	果樹	0	0
	野菜	2	135
	工芸作物	0	0
	小計	210	1,299
ニホンジカ	野菜	5	2
	小計	5	2
合計		955	4,453

※工芸作物:葉タバコ

(2) 被害の傾向

<p>ニホンザル</p>	<p>○被害発生時期 概ね4月～12月</p> <p>○被害発生地域 市内中山間地域(別添「サル加害群分布図」)</p> <p>○被害状況 昭和58年頃から赤谷地区・菅谷地区で農作物被害が発生し、その後中山間地域全体に拡大。追払いや電気柵設置等の被害防除、猟友会による捕獲、また藪の刈り払い等の環境整備により頭数・被害共に減少してきている。しかし、頭数が100頭に迫る加害群の出現や山奥から集落周辺の里山へ遊動域を変え、今後加害群となりうる群れも確認されており、今後、被害の拡大が懸念される。また、近年では、ハナレザルが市街地に出没しており、人身被害の発生も懸念されている。</p>
<p>ツキノワグマ</p>	<p>○被害発生時期 概ね4月～12月</p> <p>○被害発生地域 市内中山間地域</p> <p>○被害状況 電気柵を設置している農地では高い防除効果が確認されており、農作物被害は減少傾向にある。また、平野部に出没することもあり、人身被害の発生が懸念されている。</p>
<p>イノシシ</p>	<p>○被害発生時期 概ね4月～12月</p> <p>○被害発生地域 市内中山間地域</p> <p>○被害状況 個体数の急激な増加や生息域の拡大が懸念されており、水稻の踏み倒しや、根菜類・畦畔の掘り起し等の被害が増加している。特に冬期間は積雪の少ない平野部でも過去に捕獲されており、人身被害の発生も懸念される。</p>
<p>カラス</p>	<p>○被害発生時期 概ね4月～12月</p> <p>○被害発生地域 市内全域</p> <p>○被害状況 田植え後の苗の踏み倒し被害や野菜等の食害が発生している。市内全域で被害が発生しているが、銃器での駆除活動により被害は減少傾向にある。個体数の把握ができず、個体数による管理が難しい。</p>

ニホンジカ	○被害発生時期 概ね4月～12月 ○被害発生地域 市内中山間地域 ○被害状況 現在、年間数件の目撃情報程度しかないが、きゃべつ等の葉物野菜の食害がわずかに発生している。個体数の急激な増加や生息域の拡大が懸念される獣種であり、生息域や個体数等の把握を行い、その結果に基づき水際対策の実施が必要とされる。
-------	---

(3) 被害の軽減目標

ア. 被害金額

(単位:千円)

指 標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
ニホンザル	1,027	1,000
ツキノワグマ	753	700
イノシシ	1,372	1,300
カラス	1,299	1,200
ニホンジカ	2	—
合計	4,453	4,200

※ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシについては個体数増加、カラスについては個体数の把握が困難であることをそれぞれ考慮し、被害抑制目標とする。

※ニホンジカについては、現状把握を主に行うため、目標値は定めない。

イ. 被害面積

(単位:a)

指 標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
ニホンザル	229	200
ツキノワグマ	201	200
イノシシ	310	300
カラス	210	200
ニホンジカ	5	—
合計	955	900

※ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシについては個体数増加、カラスについては個体数の把握が困難であることをそれぞれ考慮し、被害抑制目標とする。

※ニホンジカについては、現状把握を主に行うため、目標値は定めない。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

○ニホンザル

取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲(有害及び個体数調整) (R2:171頭、R3:156頭、 R4:129頭、計456頭) ・鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支 援事業の活用 ・実施隊による巡回及び一斉捕 獲活動 ・加害群のテレメトリー調査 ・狩猟免許等の取得経費補助 ・捕獲檻の貸出 ・狩猟免許等の取得経費補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲者の安全確保対策及び捕獲技 術の向上 ・猟友会員の高齢化、減少に対応す る担い手の確保 ・捕獲個体の回収及び処分に係る労 力等の軽減に向けた技術の普及 ・群れの加害レベルの細分化及び群 れごとの捕獲計画の策定 ・無差別捕獲により生じる群れの分 裂及び加害エリアの拡大防止
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器及び花火による加害群の 追払い活動 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 を活用したサル害対策用電気 柵の設置による侵入防止対策 R2:川東地区 R3:下寺内集落 R4:山内集落、上赤谷集落、 菅谷地区、横山集落、上荒沢 集落、箱岩集落 ・令和4年度末時点でのサル及 びイノシシ害対策用電気柵の 総延長106.8km ・集落環境診断に基づく住民へ の意識啓発 R4:横山集落 ・鳥獣害対策研修会の開催 ・獣害対策パンフレットの作成 ・配布による住民への意識啓発 ・追払い花火購入助成 ・サルの位置及び出没予想メー ル(さるとこめーる)の配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・群れごとの正確な加害レベル判定 ・ハナレザル対策 ・電気柵設置に係る集落の合意形成 (設置及び維持に係る労力等の軽 減に向けた技術の普及) ・電気柵の適切な維持管理(漏電・隙 間対策) ・電気柵設置後の維持管理や経年劣 化等による修繕に係る経費負担の 発生 ・集落ごとの対策意識の温度差解消
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の整備 ・誘引物の除去(放任果樹、食物 残渣) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備に伴う維持管理 ・住民への誘引物除去の周知徹底 (放任果樹、食物残渣)

○ツキノワグマ

取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲 (R2:72頭、R3:17頭、R4:6頭、計95頭) ・狩猟免許等の取得経費補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲者の安全確保対策及び捕獲技術の向上 ・猟友会員の高齢化、減少に対応する担い手の確保
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・サル害対策用電気柵の設置に伴う侵入防止効果 ・実施隊によるパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の適切な維持管理(漏電・隙間対策) ・電気柵設置後の維持管理や経年劣化等による修繕に係る経費負担の発生 ・集落ごとの対策意識の温度差解消
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の整備 ・誘引物の除去(放任果樹、食物残渣) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備に伴う維持管理 ・住民への誘引物除去の周知徹底(放任果樹、食物残渣)

○イノシシ

取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲 (R2:89頭、R3:88頭、R4:53頭、計230頭) ・実施隊の生息調査活動による個体密度・生息域把握及び一斉捕獲活動 ・鳥獣被害防止総合対策交付金鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の活用 ・捕獲器具(箱わな及びくくり罠)の貸出 ・センサーカメラの貸出 ・ICT機器の貸出 ・捕獲器具等の購入助成 ・狩猟免許等の取得経費補助 ・研修会等への派遣による高度な捕獲技術者の育成 ・育成した捕獲者による技術指導研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況等の把握 ・捕獲個体の回収及び処理に係る労力等の軽減に向けた技術の普及 ・捕獲者の安全確保対策及び捕獲技術の向上 ・猟友会員の高齢化、減少に対応する担い手の確保
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用したイノシシ害対策用電気柵の設置による侵入防止対策(令和4年度末時点総延長106.3km) R3:興野集落、麓集落 ・令和4年度末時点でのサル及びイノシシ害対策用電気柵の総延長106.8km ・サル害対策用電気柵の設置に伴う侵入防止効果 ・集落環境診断に基づく住民への意識啓発 R4:横山集落 ・鳥獣害対策研修会の開催 ・獣害対策パンフレットの作成・配布による住民への意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置に係る集落の合意形成(設置及び維持に係る労力・経費負担の軽減に向けた技術の普及) ・電気柵の適切な維持管理(漏電・隙間対策) ・電気柵設置後の維持管理や経年劣化等による修繕に係る経費負担の発生 ・集落ごとの対策意識の温度差解消

生息環境 管理その 他の取組	・緩衝帯の整備 ・誘引物の除去(放任果樹、食 物残渣)	・緩衝帯整備に伴う維持管理 ・住民への誘引物除去の周知徹底(放 任果樹、食物残渣)
----------------------	-----------------------------------	---

○カラス

取 組	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に 関する取 組	・有害捕獲 (R2:193羽、R3:202羽、 R4:171羽、計566羽) ・実施隊による一斉駆除活動 ・狩猟免許等の取得経費補助	・捕獲個体の回収及び処理に係る労 力等の軽減に向けた技術の普及 ・捕獲者の安全確保対策及び捕獲技 術の向上 ・猟友会員の高齢化、減少に対応する 担い手の確保

○ニホンジカ

取 組	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に 関する取 組	—	・生息状況等の把握
防護柵の 設置等に 関する取 組	—	・生息状況等の把握
生息環境 管理その 他の取組	—	・生息状況等の把握

(5) 今後の取組方針

○ニホンザル

- ・テレメトリー調査の結果を踏まえ、群れの規模の大きさや加害レベルの高さに応じた群れごとの捕獲計画を策定し、捕獲を実施
- ・テレメトリー調査を活用した加害群の監視
- ・銃器及び花火による追払い活動
- ・箱罟捕獲の熟練者による技術指導研修の開催
- ・緩衝帯整備の推進
- ・電気柵の設置による侵入防止対策の推進
- ・自助・互助・公助の複合対策を基本とした集落との協働による対策の推進
(研修会等の啓発活動、担い手確保支援、電気柵技術指導、捕獲技術指導、誘引物除去の呼びかけ等による対策モデル集落の育成)

○ツキノワグマ

- ・必要最小限の捕獲
- ・緩衝帯整備の推進
- ・既存電気柵の活用及び維持
- ・人身被害防止対策(実施隊によるパトロール、注意喚起活動)
- ・自助・互助・公助の複合対策を基本とした集落との協働による対策の推進
(研修会等の啓発活動、担い手確保支援、電気柵技術指導、誘引物除去の呼びかけ等による対策モデル集落の育成)
- ・一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

○イノシシ

- ・研修会への派遣等による高度な捕獲技術者育成
- ・育成した捕獲者による技術指導研修の開催
- ・育成した捕獲者による対策チームを設置し、中山間地域にて集中捕獲を実施
- ・集中捕獲に伴う罠設置箇所や捕獲箇所等のマップ化
- ・ICT機器を活用した効率的な捕獲体制の構築及び捕獲活動
- ・豚熱ウイルスの拡散防止の観点からも捕獲圧の強化を図る
- ・電気柵の設置による侵入防止対策の推進
- ・緩衝帯整備の推進
- ・生息状況等の把握(捕獲及び目撃情報等の集約)
- ・電気柵の設置による侵入防止対策の推進
- ・人身被害防止対策(実施隊によるパトロール、注意喚起活動)
- ・自助・互助・公助の複合対策を基本とした集落との協働による対策の推進
(研修会等の啓発活動、担い手確保支援、電気柵技術指導、捕獲技術指導、
誘引物除去の呼びかけ等による対策モデル集落の育成)
- ・一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

○カラス

- ・市内全域での駆除活動の推進(特に水稻被害の発生する春期の駆除強化)
- ・自助・互助・公助の複合対策を基本とした集落との協働による対策の推進
(研修会等の啓発活動、担い手確保支援、誘引物除去の呼びかけ等による対策
モデル集落の育成)

○ニホンジカ

- ・目撃や被害等の情報収集による生息状況等の把握
- ・センサーカメラ等を活用した生息状況等の把握
- ・把握した生息状況等のマップ化
- ・一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○ニホンザル

追払いパトロール員及び追払い専門員が行うテレメトリー調査等の情報をもとに群れごとの捕獲計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して計画に基づく捕獲を地域や地元猟友会と連携して行う。また、実施隊による一斉捕獲も並行して行う。

○ツキノワグマ

猟友会による捕獲活動は最小限に留め、人身被害発生のおそれのある緊急時は実施隊による巡回及び捕獲駆除活動を行う。

○イノシシ

研修会等の派遣により、高度な捕獲技術者を育成し、市内猟友会への知識・技術の普及啓発を行う。併せて、育成した捕獲者による対策チームを設置し、中山間地域にて集中捕獲を実施する。また、実施隊による一斉捕獲も並行して行い、人身被害発生のおそれのある緊急時には、巡回及び捕獲駆除活動も行う。

○カラス

水稻被害の発生する春期において実施隊による一斉駆除を行うほか、猟友会と連携した市内全域での捕獲活動を推進する。

○ニホンジカ

—

※ニホンジカについては、現状把握を主に行うため、捕獲体制を定めない。

(2) その他捕獲等に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ カラス	①捕獲の担い手確保のための支援を行う。 ②捕獲者に対し捕獲技術向上及び安全管理対策の推進を図る。 ③捕獲器具等の購入助成を行う。
令和6年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ カラス	①捕獲の担い手確保のための支援を行う。 ②捕獲者に対し捕獲技術向上及び安全管理対策の推進を図る。 ③捕獲器具等の購入助成を行う。
令和7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ カラス	①捕獲の担い手確保のための支援を行う。 ②捕獲者に対し捕獲技術向上及び安全管理対策の推進を図る。 ③捕獲器具等の購入助成を行う。

※ニホンジカについては、現状把握を主に行うため、取組を定めない。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【ニホンザル】</p> <p>第三期新潟県ニホンザル管理計画及び新発田市ニホンザル管理実施計画に基づき、加害群の増加や拡大により、今後、農作物被害の増加が予想されることを考慮し、現状の頭数や加害群の数等を維持し、農作物被害の拡大を抑制していくことを目標に、人身被害や農作物被害を及ぼす加害レベルの高い群及び個体を優先し、銃器及びわなによる捕獲を通年で行う。</p> <p>【ツキノワグマ】</p> <p>被害防除については注意喚起、誘引物の除去、電気柵を基本とするが、人身被害防止や農作物被害防止を目的とした捕獲にあつては、第三期新潟県ツキノワグマ管理計画に基づき最小限の範囲で適宜行う。</p> <p>【イノシシ】</p> <p>繁殖力が強く個体数は増加していると推測される。捕獲・目撃情報等から個体密度等の把握に努め、繁殖を抑えるため高い捕獲圧での捕獲を通年で行う。</p> <p>【カラス】</p> <p>個体数の把握は困難であるが、市内全域で農作物の被害が発生しているため、被害発生時期における銃器による駆除活動を継続して行う。</p>

※ニホンジカについては、現状把握を主に行うため、捕獲計画を定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	160	160	160
カラス	190	190	190
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	110	110	110

捕獲等の取組内容
<p>農作物被害の防止を目的に、銃器及びわなを用いた捕獲活動を基本とし、必要に応じて研修会の開催や実施隊による調査・捕獲を行うほか、下記の取組も並行して行う。</p> <p>【ニホンザル】 テレメトリー調査を目的とする檻捕獲を行い、群れの規模の大きさや加害レベルの大きさ等に応じた群れごとの捕獲計画を策定する。</p> <p>【イノシシ】 研修会等への派遣により、高度な捕獲技術者を育成する。また、育成した捕獲者による集中捕獲を中山間地域にて実施する。加えて、集中捕獲に伴う罠設置箇所や捕獲箇所等の情報を集約化したマップを作成する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>(必要性) ニホンザル、イノシシの捕獲において、わな及び散弾銃での捕獲が困難な場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲により個体数を減少させる必要がある。</p> <p>(取組内容) 猟友会員が概ね4月～12月の被害発生時期において、散弾銃等での捕獲が困難であり、かつ視野が明瞭な場所でライフル銃を使用した有害捕獲活動を行う。</p> <p>(実施予定地区) 菅谷地区、川東地区、赤谷地区、加治地区、五十公野地区、豊浦地区、松浦地区</p> <p>(活動支援) また、猟友会のうちライフル銃所持者が新潟県公安委員会指定の県外ライフル射撃場で射撃練習を行った場合、その交通費の一部を補助する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
新発田市	ニホンザル、イノシシ 管理実施計画に基づく個体数調整を目的とする許可権限について、 委譲済み *有害捕獲を目的とする許可権限については委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ	電気柵 15,200m	電気柵 (要望に応じて設置)	電気柵 (要望に応じて設置)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	取組内容
5	【ニホンザル】 ・テレメトリー調査を活用した加害群の監視と花火・銃器による追払い ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適切な維持管理に係る助言指導 ・既存電気柵における経年劣化等に伴う資材購入の負担に対する補助の検討
	【ツキノワグマ】 ・既存電気柵の適切な維持管理に係る助言指導
	【イノシシ】 ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適切な維持管理に係る助言指導 ・既存電気柵における経年劣化等に伴う資材購入の負担に対する補助の検討

年度	取組内容
6	【ニホンザル】 <ul style="list-style-type: none"> ・テレメトリー調査を活用した加害群の監視と花火・銃器による追払い ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適切な維持管理に係る助言指導 ・既存電気柵における経年劣化等に伴う資材購入の負担に対する補助の検討 ・既存の電気柵設置集落における維持管理状況の確認及び改善指導
	【ツキノワグマ】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存電気柵の適切な維持管理に係る助言指導
	【イノシシ】 <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適切な維持管理に係る助言指導 ・既存電気柵における経年劣化等に伴う資材購入の負担に対する補助の検討

年度	取組内容
7	【ニホンザル】 <ul style="list-style-type: none"> ・テレメトリー調査を活用した加害群の監視と花火・銃器による追払い ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適切な維持管理に係る助言指導 ・既存電気柵における経年劣化等に伴う資材購入の負担に対する補助の検討 ・既存の電気柵設置集落における維持管理状況の確認及び改善指導
	【ツキノワグマ】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存電気柵の適切な維持管理に係る助言指導
	【イノシシ】 <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適切な維持管理に係る助言指導 ・既存電気柵における経年劣化等に伴う資材購入の負担に対する補助の検討

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	取組内容
5	【ニホンザル】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【ツキノワグマ】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【イノシシ】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【カラス】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【ニホンジカ】 ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発

年度	取組内容
6	【ニホンザル】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【ツキノワグマ】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【イノシシ】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【カラス】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【ニホンジカ】 ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発

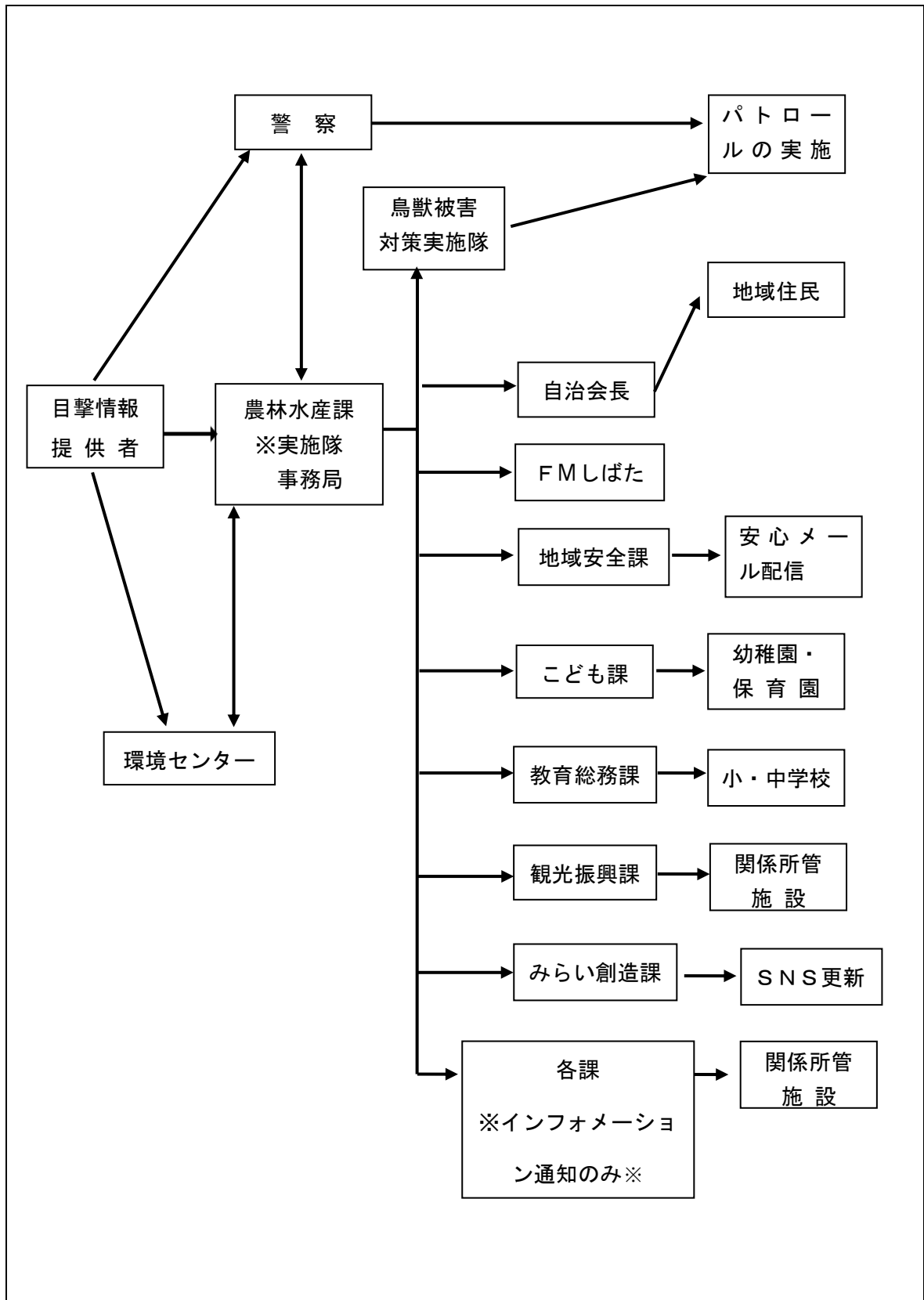
年度	取組内容
7	【ニホンザル】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【ツキノワグマ】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【イノシシ】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【カラス】 ・放任果樹等の除去及び伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
	【ニホンジカ】 ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新発田市農林水産課（実施隊事務局）	状況の確認及び実施隊の出動要請、関係機関への情報提供
〃 地域安全課	市民向け「あんしんメール」の発出
〃 こども課	幼稚園・保育園への情報提供
〃 教育総務課	小・中学校への情報提供
〃 観光振興課	所管施設への情報提供
〃 みらい創造課	SNSの更新
〃 鳥獣被害防止対策実施隊	パトロール及び対象獣の捕獲活動
新発田警察署生活安全課	広報活動及びパトロール
関係自治会	地域住民への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・学術調査目的で捕獲したニホンザルのオトナメスについては発信器装着後に放獣する。
- ・捕獲した対象鳥獣のうち、有効活用できない個体については、鉛中毒等の問題を起こさぬよう、持ち帰って適切に処理し、やむを得ない場合は土中埋設によって適切に処理する。
- ・捕獲個体は「動物の殺処分方法に関する方針」に準じて、できる限り苦痛を与えず致死させるよう指導する。
- ・捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反になる場合があることを申請者へ指導する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の実施

要望等に応じて、処理加工施設等の設置に向けた助言や検討を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新発田市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
新発田市農林水産課	協議会事業の計画立案・実施、被害防除対策等の指導・啓発等、出没・被害情報等の把握
新発田市環境衛生課	保護管理計画に基づく事業の計画立案・実施
新発田市地域安全課	人的被害防止の情報提供等
新発田市農業委員会事務局	耕作放棄地・農作物被害等の情報提供
北越後農業協同組合	協議会事業の計画立案・実施、被害防除対策等の指導・啓発等、出没・被害情報等の把握
新潟県農業共済組合	出没・被害情報等の提供
さくら森林組合	〃
下越森林管理署	〃
新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部環境課	被害防止対策等の情報提供・助言・支援
新発田警察署生活安全課	〃
新潟県猟友会北蒲原支部	調査・捕獲・追払い等の対策の実施
川東地区鳥獣害防止 対策協議会	川東地区鳥獣害防止対策協議会事業の検討、環境整備、捕獲などの実施
農家代表	出没・被害内容の報告等
追払い専門員(新発田市鳥獣 被害対策実施隊員)	テレメトリー調査・追払い対策の実施
新潟県新発田地域振興局 農業振興部	被害防止対策等の情報提供・助言・支援

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長岡技術科学大学 生物系准教授 山本 麻希	協議会活動に対しての助言
福島大学 農学系教育研究組織設置準備室准教授 望月 翔太	協議会活動に対しての助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会から推薦のあった者を実施隊員(市嘱託職員)として任命し、地区ごとに分隊を編成する。市長の命令により人身被害防止または農作物被害防止を目的とした捕獲・パトロールを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

【新発田市鳥獣被害防止対策協議会】

- ・市内の被害地域全体を対象として事業を実施する協議会

【川東地区鳥獣害防止対策協議会】

- ・市内川東地区の地域住民・関係者で構成する組織。当協議会と連携を図りながら、地域独自で対策に取り組んでいる。

【追払い専門員】

- ・銃器・花火を使用したサルの追払い活動とテレメトリー調査、学術捕獲等を行う。
- ・追払いパトロール員と連携して活動を行う。

【追払いパトロール員】

- ・花火を使用したサルの追払い活動とテレメトリー調査、学術捕獲等を行う。
- ・追払い専門員と連携して活動を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

「鳥獣害に負けない集落づくり」のために、自助（個人の対策）を基本とした互助（集落ぐるみの対策）が推進するよう、公助（行政）として必要な支援を行う。